○経済産業省令第二十六号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第十九条第一項、第二十四条の三第一項、第三十四条第一項及び第三十四条の二第一項の規定に基づき、並びに同法第二十二条第一項の規定を実施するため、電気事業会計規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

経済産業大臣　宮沢　洋一

電気事業会計規則等の一部を改正する省令

（電気事業会計規則の一部改正）

第一条　電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一(1)中「資金（」を「資金交付に係る資金（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）第44条第２項の請求又は求償及び平成23年８月26日の閣議決定「除染に関する緊急実施基本方針」の迅速な実施について」に基づく求償の支払いに係る部分（以下「除染求償関連資金交付金」という。）を除く。」に改める。

別表第一(10)中「損害賠償措置額」を「賠償措置額及び除染求償関連資金交付金の金額」に、「保険金又は」を「保険金、」に改め、「補償金」の下に「又は除染求償関連資金交付金」を加える。

別表第一(8)中「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づく」を削る。

別表第二の第五表の記載注意を次のように改める。

（記載注意）

補償費については、原子力損害の賠償に関する法律第３条の規定による賠償の責めに任ずべき損害賠償費のうち以下に掲げる受入金等があった場合には、脚注として記載すること。

(1)賠償措置額及びその受入保険金又は受入補償金

(2)除染求償関連資金交付金の金額及びその受入除染求償関連資金交付金

第二条　電気事業会計規則の一部を次のように改正する。

別表第一(15)法人税等の科目中法人税の項の次に次のように加える。

地方法人税	

第三条　電気事業会計規則の一部を次のように改正する。

別表第一(1)使用済燃料再処理等積立金の科目の次に次のように加える。

未収原子力損害賠償資金補助金	原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律（平成26年法律第133号。以下「原子力損害賠償資金補助法」という。）第３条の規定により補助される資金の未収金を整理する。

別表第一(10)の原子力発電費の科目中損害保険料の項の次に次のように加える。

原子力損害賠償資金補助法負担金	原子力損害賠償資金補助法一般負担金（原子力損害賠償資金補助法第４条第１項の一般負担金をいう。以下同じ。）及び原子力損害賠償資金補助法特別負担金（同法第10条第１項の特別負担金をいう。以下同じ。）を整理する。

別表第一(8)原賠・廃炉等支援機構資金交付金の科目の前に次のように加える。

原子力損害賠償資金補助金	原子力損害賠償資金補助法第３条の規定により補助される資金を整理する。軽微なものを除く。

別表第二の第二表特別利益の科目の次に次のように加える。

未収原子力損害賠償資金補助金	

別表第二の第五表損害保険料の区分の次に次のように加える。

原子力損害賠償資金補助法負担金														
原子力損害賠償資金補助法一般負担金														
原子力損害賠償資金補助法特別負担金														

（一般電気事業供給約款料金算定規則の一部改正）

第四条　一般電気事業供給約款料金算定規則（平成十一年通商産業省令第百五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第十一号中「法人税法」の下に「、地方法人税法」を加える。

様式第二の第一表(1)中

法人税等	法人税	
	法人税割	

を

法人税等	法人税	
	地方法人税	
	法人税割	

に改める。

第五条　一般電気事業供給約款料金算定規則の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第二項第三号並びに第六条第一項中「損害保険料」の下に「、原子力損害賠償資金補助法一般負担金」を加える。

第八条第二項第一号中「損害保険料（環境対策費を除く。）」の下に「、原子力損害賠償資金補助法一般負担金」を加える。

様式第一の第一表損害保険料の項目の次に次のように加える。

原子力損害賠償資金補助法一般負担金					

様式第二の第一表損害保険料の項目の次に次のように加える。

原子力損害賠償資金補助法一般負担金					

様式第三の第一表の項目別明細表(3)損害保険料の表の次に次のように加える。

［原子力損害賠償資金補助法一般負担金］

（単位：千円）

項目	至近実績				年度	原価算定期間	備考
	年度	年度	年度	平均			
原子力損害賠償資金補助法一般負担金							